



様式第4号（第12条関係）

北栄町指令受環第552号

一般廃棄物処理業（収集・運搬）許可証

住 所 鳥取県倉吉市福庭町1丁目288番地  
法人名（屋号） 株式会社 エパークリーン  
氏 名  
（代表者） 代表取締役 藤井 武親

令和4年2月25日付で申請のあった一般廃棄物の収集・運搬業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項並びに北栄町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第22条の規定により、次の条件を付して許可する。

令和4年3月7日

北栄町長 手嶋 俊樹



記

- 1 事業の種類  
一般廃棄物の収集運搬
- 2 事業の区域  
北栄町内
- 3 取り扱う一般廃棄物の種類  
一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く）
- 4 許可の期間  
令和4年4月1日から令和6年3月31日
- 5 一般廃棄物の搬入先  
ほうきりサイクルセンター、(株)鳥取再資源化研究所
- 6 許可の条件  
(1) 搬入については、搬入先の指示に従うこと。  
(2) 収集運搬において次の混載を行わないこと。①市町間混載 ②町委託事業者委託分の場合に許可分との混載 ③可燃・不燃・粗大ごみの場合その混載 以上。  
(3) 収集運搬（搬入）実績報告書を翌月10日までに提出すること。